

育児・介護からのジョブリターン制度の制定について

1 整備した制度の内容	
① 対象者の退職理由	結婚(妊娠に向けて知識の習得、体調管理等を行うことを含む)、配偶者の転勤、妊娠、出産、育児、介護、私傷病、のいずれか。
② 対象者の年齢	特に制限なし。
③ 対象者は退職後何年以内か	退職時に1年以上在籍していた者で、退職後の離職期間が5年以内であること。
④ 再雇用時の処遇について	次のように退職前の勤務実績等を評価し、処遇の決定に反映させるものとします。 ① 退職前と同一の雇用形態及び職種で雇用する場合は、退職前の配置、賃金制度及び資格制度上の格付けを評価した上で処遇を決定します。 退職前と異なる雇用形態及び職種で雇用する場合は、退職前の配置、経験、勤続年数等を評価した賃金の格付けを行った上で決定します。
⑤ 再雇用後の配置、昇進、昇給等の処遇について	退職前の勤務実績及び退職から再雇用までの就業経験、能力開発の実績を踏まえて取り扱いを検討します。 再雇用者の配置、昇進、昇給等を一律に制限するなど、職務、役職、能力、職務経験、資格等が同等の他の労働者と比較して、合理的な理由なく低く取り扱うことはありません。
⑥ その他会社独自の制度	SNSにて社内の情報を発信し、社内の現状を情報共有します。
2 制度導入日	
令和1年10月31日	